様式第３号(第３条・第４条関係)

第　　　　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

|  |
| --- |
| えびの市長 |

額　 改 　定

子ども手当 　　　　　　　通知書

改定請求却下

請求、届出 改定

子ども手当の額の改定については 　 により、次のとおり　　　し

職 権 却下

ましたので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 額　　改　　定　　に　　関　　す　　る　　事　　項 | | | | |
|  | | | | |
| 1.改定後の算定の基礎となる子どもの数  2.改定後の手当月額 | | 人 | |  |
|  |  |
| 円 | |
|  | |
| 3.改定年月　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月から  4.改定（増・減額）の理由　（　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 認　定　請　求　却　下　に　関　す　る　事　項 | | | | |
| 却下した理由  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 備　　考 |  | | | |

（教示）１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知っ

た日の翌日から起算して６０日以内に、宮崎県知事に対して審

査請求をすることができます。

２　この処分の取り消しの訴えは上記の審査請求に対する裁決が

あったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、えび

の市を被告として（訴訟においてえびの市を代表する者はえび

の市長となります。）提起しなければなりません。ただし、処

分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取り

消しの訴えを提起することはできません。